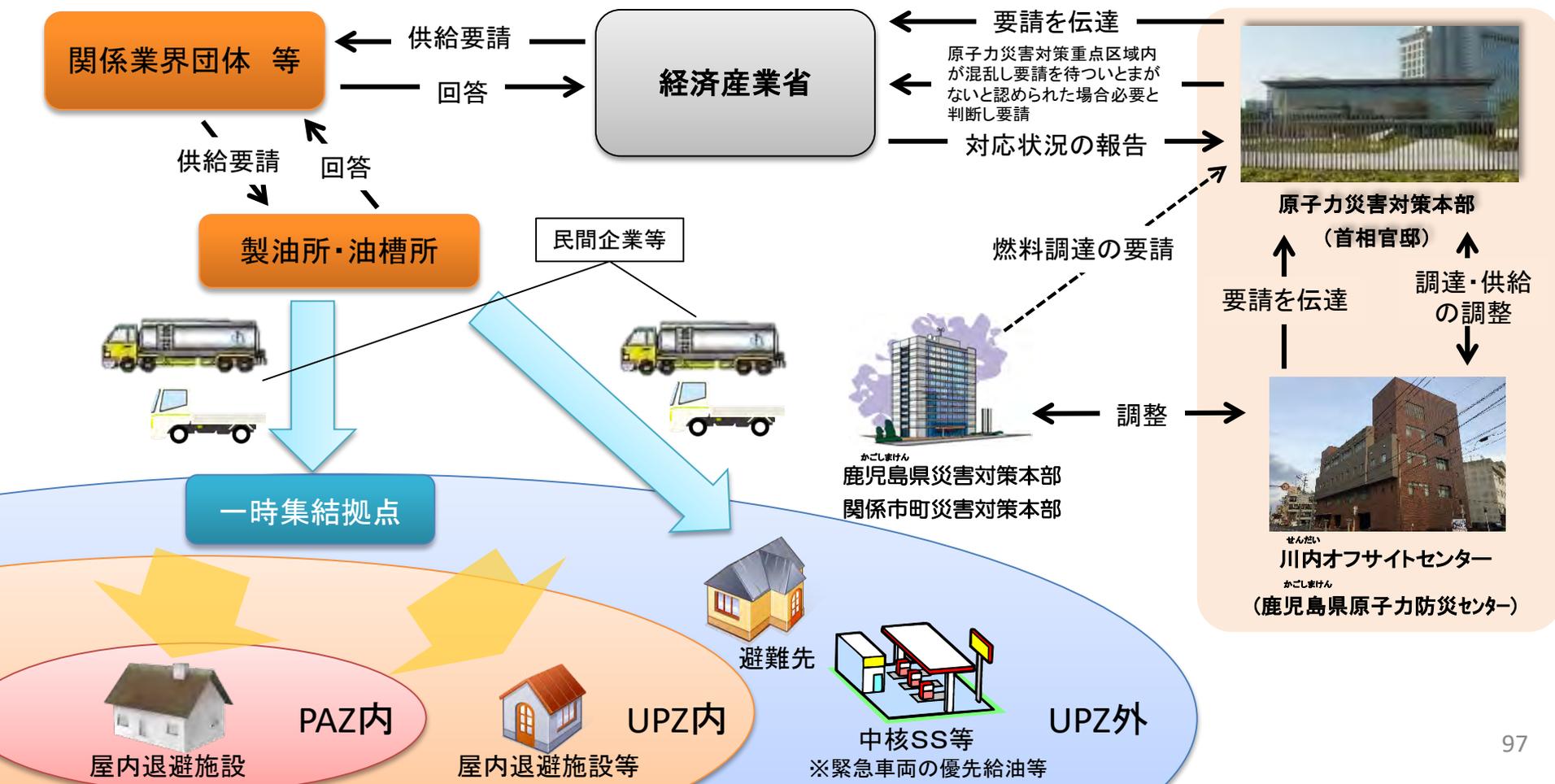


国による物資（燃料）の供給体制

- かごしまけん
 鹿児島県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、鹿児島県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- かごしまけん
 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、国の原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、又は要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点又は屋内退避施設や避難先への搬送を行う。



- 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

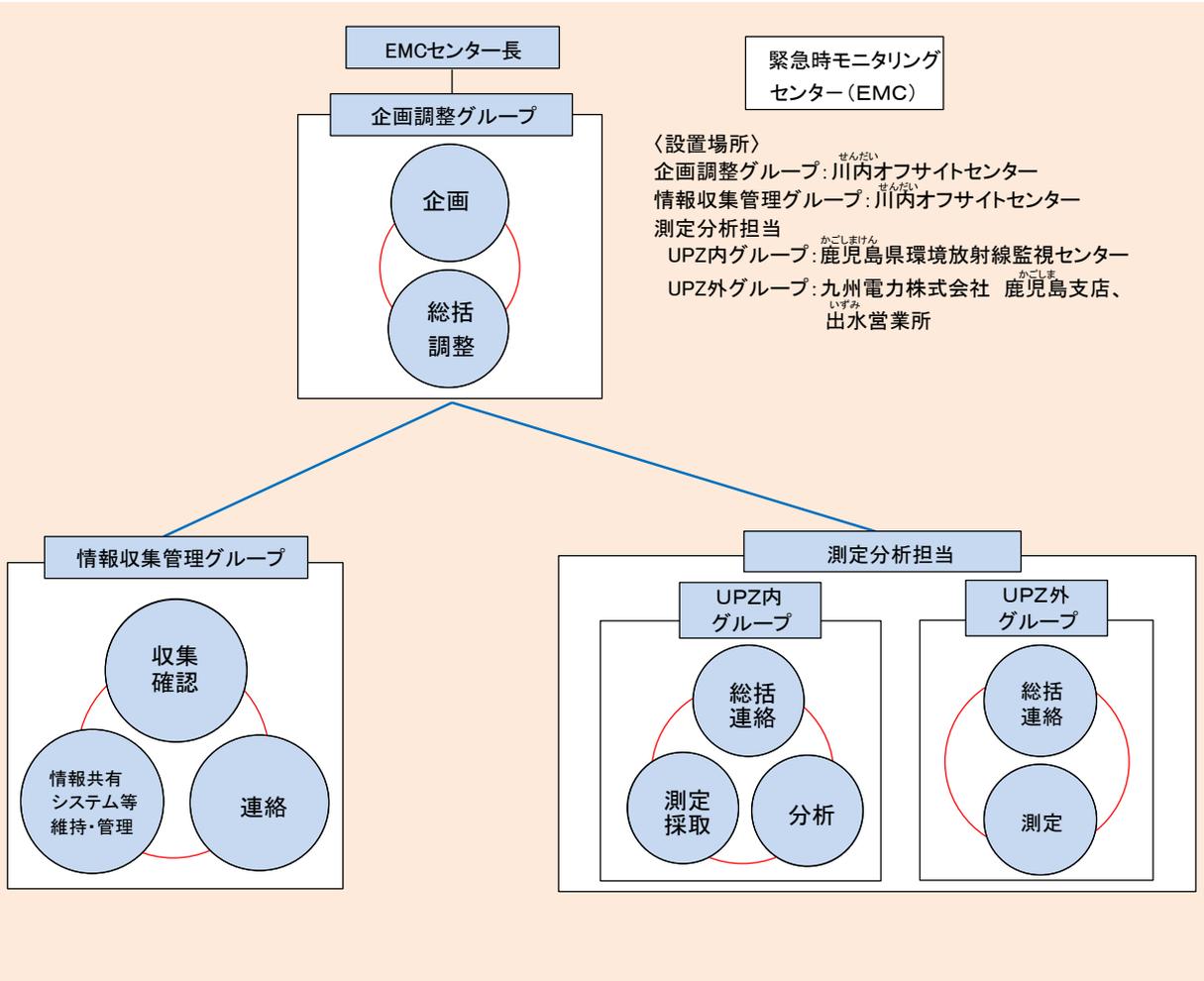
物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、 日本製薬団体連合会、 日本医療機器産業連合会、 日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレットペーパー、毛布 等	什器・備品レンタル協会、 日本家庭紙工業会、 日本毛布工業組合 等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、 独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等

貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)

8. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを川内オフサイトセンターに、測定分析担当を鹿児島県環境放射線監視センターに設置する。UPZ外の緊急時モニタリング実施が求められる場合には、国の要員が中心となり、原子力事業者と協力して対応にあたる。
- 川内原子力規制事務所に2名の上席放射線防災専門官を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

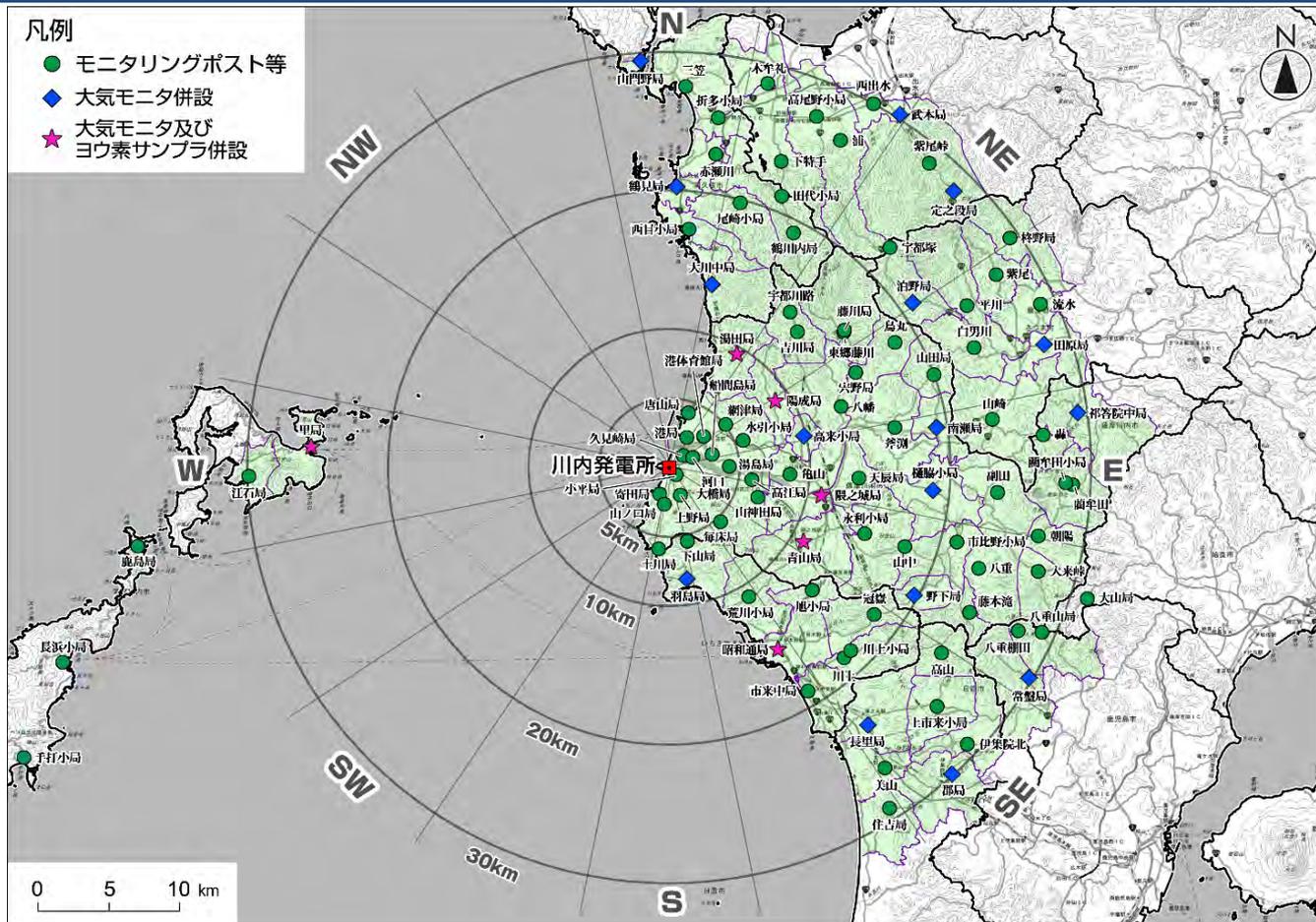
情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

- 川内原子力発電所周辺9市町に、緊急時モニタリング地点81地点(下甕島内の3地点及びPAZを除く)を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- 川内原子力発電所敷地境界5地点(原子力事業者)及びPAZ内16地点(鹿児島県)、合わせて21地点の測定局で連続測定を実施。
- UPZ外については、必要に応じて国が電力事業者の協力を得ながら、航空機やモニタリングカー等の機動的手法を用いて緊急時モニタリングを実施。



鹿児島県における既設固定観測局の設置場所

- モニタリングポスト等
 - ・モニタリングポスト(67局)及び電子式線量計(33台)で、川内原子力発電所^{せんぐわい}周辺の空間放射線量率等を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(14台)を配備
- モニタリングカー等
 - ・空間放射線量率を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)、その他、可搬型モニタリングポスト等を運搬する車両を4台配備
- 大気モニタ(22台)、ヨウ素サンプラ(6台)
 - ・大気中放射性物質濃度を測定するための機器を整備



モニタリングポスト【42局】
(非常用発電機装備)



モニタリングポスト【25局】
(ソーラ発電、蓄電池装備)



電子式線量計【33台】
(蓄電池装備)



可搬型モニタリングポスト【14台】
(蓄電池装備、携帯・衛星電話通信機能付)

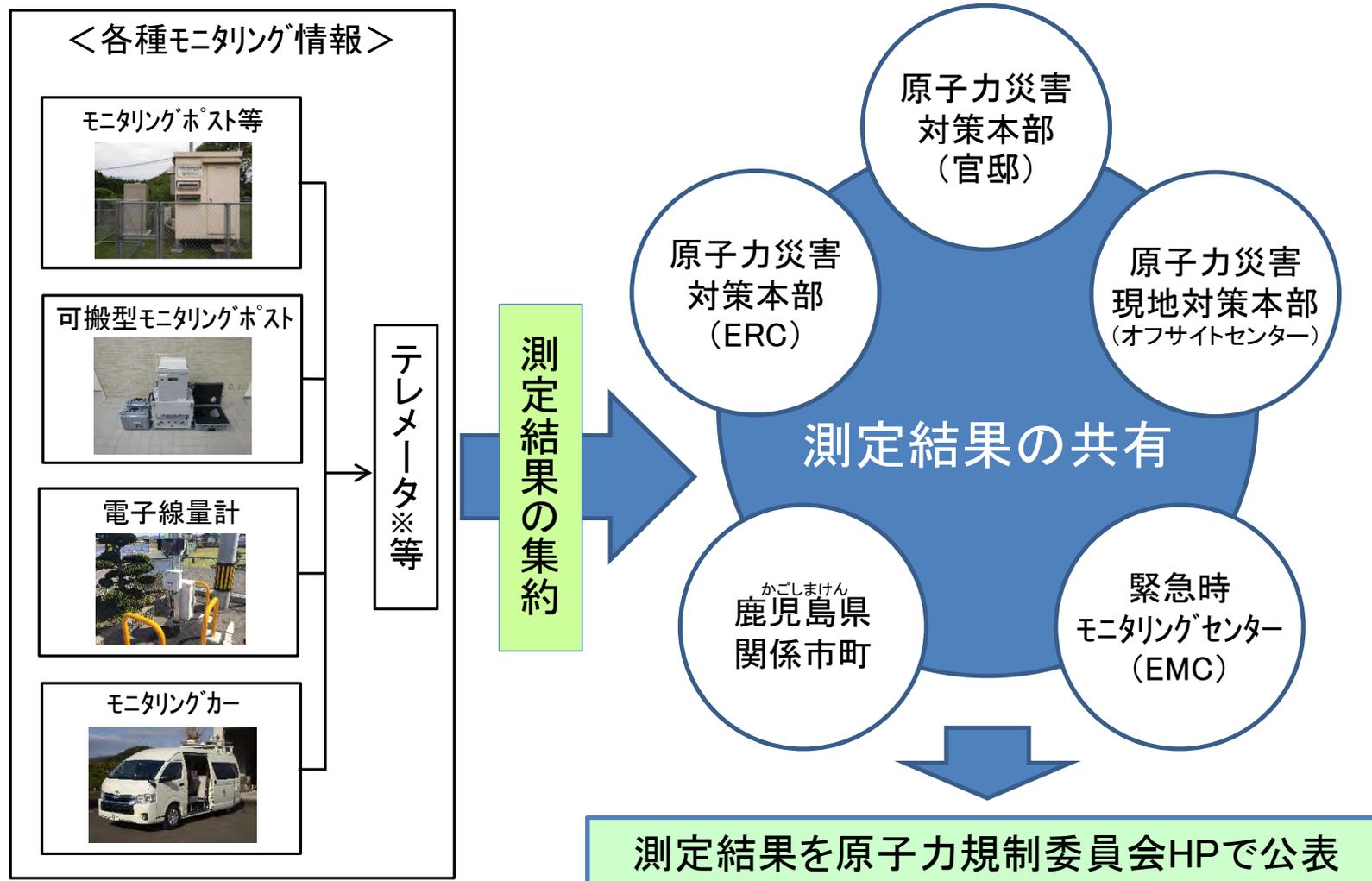


モニタリングカー【1台】



大気モニタ【22台】、ヨウ素サンプラ【6台】
(非常用発電機装備)

- 緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ: モニタリング情報収集装置

- 施設敷地緊急事態に至った際における、モニタリングの実施項目等は、鹿児島県が策定している「鹿児島県緊急時モニタリング計画」を踏まえ、国が「緊急時モニタリング実施計画」により定める。なお、同実施計画は、事態の進展に応じて、随時、改定を行う。
- 緊急時モニタリングは、当該実施計画に基づき緊急時モニタリングセンターが主体となって実施する。また、UPZ外、海域及び空域等の広域のモニタリングについては国が中心となって原子力事業者等の協力を得て行う。
- 緊急時モニタリングセンターでは、防護措置の実施判断のため空間放射線量率の測定を優先して行うとともに、大気中の放射性物質濃度測定等を行う。

鹿児島県緊急時モニタリング計画

令和2年3月

鹿児島県

参照の上、策定及び改定

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

例)

- 空間放射線量率の監視強化
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- 大気モニタ、ヨウ素サンプラの起動
- 飲食物中の放射性核種濃度の測定 等

<実施主体>

例)

- 国
- 地方公共団体
- 原子力事業者
- 関係指定公共機関 等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

等

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧 等

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という。)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

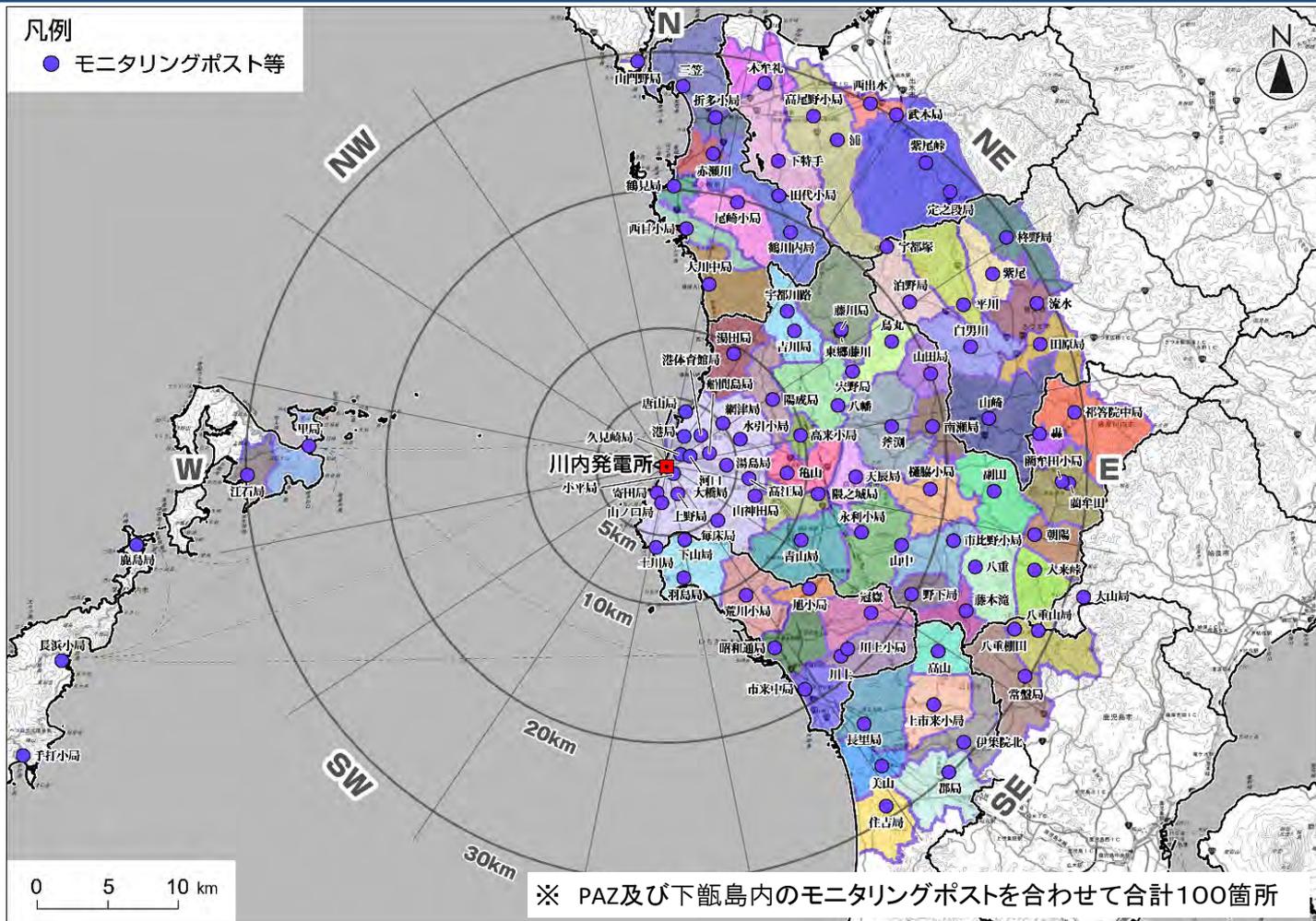
関係機関の要員及び保有資機材数

(令和2年度調査による。鹿児島県及び九州電力を除く。)

	要員 (数)	可搬型モニタ リングポスト (台)	モニタリング カー(台)
国	17	75	22
道府県	922	256	39
原子力事業者	612	57	34
関係指定 公共機関等	96	6	2

※ 各資機材については保有数を記載。

- モニタリングポスト等の実測値に基づいて、迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に緊急時モニタリング地点を設定する必要がある。
- 鹿児島県では、緊急時モニタリング地点81地点(下甕島3地点とPAZを除く)にモニタリングポスト等を設置し、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。なお、全てのモニタリングポスト等について非常用電源を装備しているほか、故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。



せんだい
図 川内地域のモニタリングポスト等地点及び一時移転等の実施単位

- モニタリングポスト等
 - ・モニタリングポスト等(5局)で、発電所敷地境界付近の空間放射線量率等を測定
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(5台)
- 可搬型エリアモニタ
 - ・施設敷地緊急事態に至った場合、可搬型エリアモニタを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(8台)の空間放射線量率を測定
- モニタリングカー及び可搬型放射能測定装置を搭載した専用車両
 - ・空間放射線量率、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)及びサーベイメータ等を搭載した専用車両(1台)を配備
- 可搬型放射能測定装置
 - ・発電所及びその周辺の空間放射線量率、放射性物質濃度を可搬型放射能測定装置(サーベイメータ等)で測定
- オフサイトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣するほか、状況に応じてサーベイメータ等の資機材を活用して、オフサイトの緊急時モニタリングに協力



モニタリングポスト等【5局】



可搬型モニタリングポスト【5台】
(衛星電話等による通信機能付)



可搬型エリアモニタ【8台】



モニタリングカー【1台】



サーベイメータ等を搭載した
専用車両【1台】



(サーベイメータ)

(ダストサンプラ)

車両に搭載する可搬型放射能測定装置の例

9. 原子力災害時の医療等の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)